



そのブロック塀大丈夫ですか？



危険コンクリートブロック塀等  
除却工事費補助金

補助金

を使って

撤去

できる可能性あります

※諸条件あります。詳しくは裏面をご覧ください

# 補助金が適用できる例



**道路等**に面して  
ブロック塀等が設置されている

ブロック塀等の高さが  
**1.2m以上**ある

一部撤去は原則対象外  
ブロック塀等の**全部**を撤去することが必要

※その他諸条件があります。補助金適用の有無を確認の為、職員が現地調査へ伺います。

## 補助金のご案内

### 申請

令和8年  
**5月7日**  
(木)  
受付開始

申請される前に柏市へ  
事前相談が必要です  
まずは、下記担当まで  
ご連絡ください

☎04-7167-1145

### 対象者

- ①危険コンクリート  
ブロック塀を所有している  
(共有の場合は委任が必要)
- ②市税を滞納していない
- ③除去工事の目的が  
販売ではない
- ④過去に除却工事費補助金  
を交付されていない  
(共有者も同じ)



### 補助額

- ①危険CB塀等の長さ  
1メートルあたり1万円  
※千円未満の端数は切り捨て
  - ②除却に要する費用  
※上記①又は②の**低い方**の額
- ※通学路は20万円が上限  
それ以外の道路等は  
10万円が上限になります

詳しくはHPを参照／

